

那 霸 市 公 報

第 1 7 2 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) 1102
- 那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (建築指導課) 1105

◇告 示◇

- 市税に関する申告期限等の指定について (納税課) 1110
- 岡山県の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定について (納税課) 1111
- 平成 30 年 (2018 年) 11 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) ... 1111
- 平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (ちゃーがんじゅう課) 1112

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について..... 1113
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて..... 1114

規 則

那霸市規則第48号

平成30年10月26日

公 布 済

那霸市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害発生の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、非常勤職員災害報告書により、その指定する者に速やかに報告をさせなければならない。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 実施機関は前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは公務災害補償通知書、通勤により生じたと認定したときは通勤災害補償通知書により補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条—第5条)</u></p> <p><u>第2章 補償及び福祉事業(第6条—第20条)</u></p> <p><u>第3章 審査会(第21条・第22条)</u></p> <p><u>第4章 雑則(第23条—第29条)</u></p> <p><u>付則</u></p> <p>(災害発生の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、非常勤職員災害報告書により、その指定する者に速やかに報告をさせなければならない。<u>負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</u></p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 実施機関は、<u>前条の規定による報告</u>を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは公務災害補償通知書、通勤により生じたと認定したときは通勤災害補償通知書により補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。</p> <p><u>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない</u>と認定したときは、次に掲げる事項を記載し</p>

<p>(届出)</p> <p>第16条 年金たる補償を受ける者は、<u>次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては<u>次に掲げる場合</u> ア～イ [略]</p> <p>(3) <u>障害年金</u>を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(通勤による災害に係る一部負担金)</p> <p>第24条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は<u>次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第25条～第28条 [略]</p>	<p><u>た書面により、被災職員等に速やかにその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>実施機関の長の職氏名</u></p> <p>(2) <u>被災職員の氏名</u></p> <p>(3) <u>傷病名</u></p> <p>(4) <u>災害発生日</u></p> <p>(5) <u>公務上の災害又は通勤による災害でない</u>と認定した理由</p> <p>(届出)</p> <p>第16条 年金たる補償を受ける者は、<u>次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、<u>次に掲げる場合</u> ア～イ [略]</p> <p>(3) <u>障害補償年金</u>を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(通勤による災害に係る一部負担金)</p> <p>第24条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、<u>次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>審査の申立ての教示</u>)</p> <p>第25条 <u>実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。</u></p> <p>第26条～第29条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改</p>	

める。
3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条例等のある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第49号
平成30年10月26日
公 布 済

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市建築基準法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(確認申請書に添付する図書等)</p> <p>第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、<u>法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>	<p>(確認申請書に添付する図書等)</p> <p>第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、<u>第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>
<p>2 [略]</p> <p>(許可申請書に添付する図書等)</p>	<p>2 [略]</p> <p>(許可申請書に添付する図書等)</p>
<p>第4条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第55条第3項第1号若しくは第2号、<u>法第56条の2第1項ただし書、法第59条の2第1項、法第68条の3第4項又は法第68条の7第5項</u>の規定による許可の場合は、省令第1条の3第1項表2の(30)項の(ろ)欄に掲げる図書</p>	<p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第55条第3項第1号若しくは第2号、<u>第56条の2第1項ただし書、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の7第5項</u>の規定による許可の場合は、省令第1条の3第1項表2の(30)項の(ろ)欄に掲げる図書</p>
<p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請書に添付する図書等)</p>	<p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請書に添付する図書等)</p>
<p>第6条 省令第10条の16第1項第4号、第2項第3号又は第3項第3号の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第86条第3項若しくは第4項又は<u>法第86条の2第2項若しくは第3項</u>の規定による許可の場合は、公開空地設置に関する誓約書(第4号様式)、公開空地</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第86条第3項若しくは第4項又は<u>第86条の2第2項若しくは第3項</u>の規定による許可の場合は、公開空地設置に関する誓約書(第4号様式)、公開空地の</p>

の表示書(第5号様式)及び総合設計計画概要書(第6号様式)

(3) [略]

(取下げ又は取りやめ)

第7条 [略]

2 許可等(法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の許可を除く。)を受けた者が工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(第10号様式)に許可通知書、認定通知書又は確認済証を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

(許可又は認定を受けた建築物等の計画の変更)

第9条 [略]

2～3 [略]

4 省令第10条の4第2項、省令第10条の4の2第2項又は省令第10条の16第4項の規定は、市長が第1項ただし書の規定による承認をした場合に準用する。

(日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和)

第15条 政令第135条の12第2項の規定により市長が定める建築物の敷地の平均地盤面の位置は、隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面より1メートル低い位置とする。

(建築協定の認可申請書等)

第31条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、建築協定認可(変更・廃止)申請書(第31号様式)2通に、それぞれ建築協定書及び市長が必要と認めるものを添えて市長に提出しなければならない。

2 法第74条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)又は法第76

表示書(第5号様式)及び総合設計計画概要書(第6号様式)

(3) [略]

(取下げ又は取りやめ)

第7条 [略]

2 許可等(法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の許可を除く。)を受けた者が工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(第10号様式)に許可通知書、認定通知書又は確認済証を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

(許可又は認定を受けた建築物等の計画の変更)

第9条 [略]

2～3 [略]

4 省令第10条の4第2項、第10条の4の2第3項又は第10条の16第4項の規定は、市長が第1項ただし書の規定による承認をした場合に準用する。

(日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和)

第15条 政令第135条の12第4項の規定により市長が定める建築物の敷地の平均地盤面の位置は、隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面より1メートル低い位置とする。

(建築協定の認可申請書等)

第31条 法第70条第1項又は第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、建築協定認可(変更・廃止)申請書(第31号様式)2通に、それぞれ建築協定書及び市長が必要と認めるものを添えて市長に提出しなければならない。

2 法第74条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)又は第76条第

<p>条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定の変更又は廃止の認可については、前項の規定を準用する。</p> <p>3 [略] (標識による公示)</p> <p>第40条 法第9条第13項(法第10条第4項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、<u>次の各号に定める様式によるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第6号様式 別記]</p>	<p>1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定の変更又は廃止の認可については、前項の規定を準用する。</p> <p>3 [略] (標識による公示)</p> <p>第40条 法第9条第13項(法第10条第4項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、<u>次に定める様式によるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第6号様式 別記]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第4号様式(第4条関係、第6条関係)

[略]

建築基準法第 条 第 項(※1)の許可に当たり、総合設計許可準則に基づいて設置した公開空地を、別添公開空地計画図書のとおり一般公開の用に供すること、及びそれを適正に維持、管理することについて誓約いたします。

また、当該公開空地について、必要により那覇市が地役権その他の権利設定をする際も異議なく協力をいたします。

なお、当該公開空地を含む敷地及び建築物の全部又は一部を他に譲渡、貸与する場合も、本誓約書に基づく誓約事項の継承を使用条件とし、当該公開空地の状況について1年ごとに報告いたします。

注 [略]

[改正後 別記]

第4号様式(第4条関係、第6条関係)

[略]

建築基準法第 条 第 項(※1)の許可に当たり、総合設計許可準則に基づいて設置した公開空地を、別添公開空地計画図書のとおり一般公開の用に供すること、及びそれを適正に維持、管理することについて誓約いたします。

また、当該公開空地について、必要により那覇市が地役権その他の権利設定をする際も異議なく協力をいたします。

なお、当該公開空地を含む敷地又は建築物の全部又は一部を他に譲渡し、又は貸与する場合も、本誓約書に基づく誓約事項の継承を使用条件とし、当該公開空地の状況について3年ごとに報告いたします。

注 [略]

[改正前 別記]

第6号様式(第4条関係、第6条関係)

[略]

[略]				
立地条件	[略]			
	<u>基準建ぺい率</u>	[略]		
	[略]			
	用途地域別内訳	用途地域	容積率/ <u>建ぺい率</u>	面積
	[略]			
設計条件	[略]			
	[略]		<u>建ぺい率</u>	[略]
	[略]			
[略]				

[改正後 別記]

第6号様式(第4条関係、第6条関係)

[略]

[略]				
立地条件	[略]			
	<u>基準建蔽率</u>	[略]		
	[略]			
	用途地域別内訳	用途地域	容積率/ <u>建蔽率</u>	面積
	[略]			
設計条件	[略]			
	[略]		<u>建蔽率</u>	[略]
	[略]			
[略]				

告 示

那覇市告示第 329 号
平成 30 年 10 月 23 日
掲 示 済

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第18条の2第1項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について(平成30年7月那覇市告示第134号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が平成30年7月5日から平成30年11月26日までの間に到来するものについて、平成30年11月27日とする。

那覇市長 城 間 幹 子

都道府県	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

那覇市告示第 341 号
平成 30 年 10 月 31 日
掲 示 済

岡山県の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第18条の2第1項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について(平成30年7月那覇市告示第134号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日のうち、倉敷市真備町に住所等を有する者に係るもので、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成30年12月25日とする。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市告示第 364 号
平成 30 年 11 月 6 日
掲 示 済

平成 30 年 (2018 年) 11 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 30 年 (2018 年) 11 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 30 年 11 月 14 日 (水)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 訴えの提起について
 - (2) 専決処分の報告について (車両物損事故)
 - (3) 専決処分の報告について (学校事故)

那覇市告示第 382 号

平成 30 年 11 月 15 日

平成 30 年 (2018 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ708,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,922,336千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		6,550,340	7,212	6,557,552
	2 国庫補助金	2,177,630	7,212	2,184,842
7 繰入金		4,013,682	61	4,013,743
	1 他会計繰入金	4,013,681	61	4,013,742
8 繰越金		1	700,365	700,366
	1 繰越金	1	700,365	700,366
9 諸収入		1,963	1,061	3,024
	2 雑入	886	1,061	1,947
歳 入 合 計		26,213,637	708,699	26,922,336

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		664,728	7,212	671,940
	1 総務管理費	368,839	7,212	376,051
4 基金積立金		87	253,061	253,148
	1 基金積立金	87	253,061	253,148
6 諸支出金		10,618	448,426	459,044
	1 償還金及び 還付加算金	10,617	319,041	329,658
	2 繰出金	1	129,385	129,386
歳 出 合 計		26,213,637	708,699	26,922,336

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 31 号
平成 30 年 10 月 30 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第4号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 379 号
指定工事店名	有限会社大山設備
営業所所在地	沖縄県うるま市石川曙三丁目 10 番 1 号
代表者氏名	大山 ハヤミ
有効期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年3月31日
異動年月日	平成 30 年 10 月 23 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 32 号
平成 30 年 11 月 2 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第2号に基づき、次のとおり指定工事店を取り消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 499 号
指定工事店名	株式会社水渉工業
営業所所在地	沖縄県南城市大里字古堅 461 番地 1
代表者氏名	大城 渉
取消日	平成 30 年 10 月 26 日
取消理由	責任技術者不在のため